



麻しん・風しん混合(第2期)、二種混合の予防接種はお済みですか

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

麻しん・風しん混合(第2期)と二種混合の接種期限は3月末です。まだ接種していない対象者は、早めに受けましょう。

麻しん(はしか)は、特に感染力が強く、重症化する場合があり大変危険です。はしかの治療法はなく、予防接種が最大の予防方法です。

二種混合予防接種は、乳幼児期に受けた4回の三種混合予防接種の追加接種になります。母子健康手帳を確認し、接種が済んでいない場合は早めに接種しましょう。

接種方法

指定医療機関に事前の予約が必要です。指定医療機関は「予防接種だより」や4月に送付した指定医療機関一覧表で確認してください。

持参物

- ・母子健康手帳
- ・予診票※

※対象者には昨年4月に予診票を送付しています。紛失した場合は4月以降に転入した場合は、母子健康手帳と印鑑を持参し、健康・保険課で再交付の手続きが必要です。

種類	対象者	接種期限	費用
麻しん・風しん混合(MRワクチン)第2期	小学校入学前1年間 (平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ)	平成27年3月31日	無料 ※接種期限を過ぎた場合、接種費用は自己負担になります。
二種混合(ジフテリア、破傷風)	小学6年生 (平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ)		



資源物の持ち去り禁止条例を制定しました

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

平成27年1月1日から、町、または廃棄物の収集・運搬に係る委託契約を町と締結している事業者以外の者がごみステーションから資源物を持ち去る行為を禁止しました。

条例のポイント

資源物を収集・運搬できる者

- ・菊陽町
 - ・菊陽町から収集・運搬の委託を受けた者
 - ・資源物の回収を行う団体(自治会、子ども会、老人会など)
- ※右記以外の者が収集・運搬を行っていた場合、違反になります。

収集・運搬の禁止対象になる資源物

- ・新聞紙、折り込みチラシ、段ボール、雑誌その他再資源化などの対象となる古紙
- ・かん、びん
- ・衣類その他再資源化などの対象となる古布
- ・鍋、電子レンジその他再資源化などの対象となる小型金物、小型金属製廃家電
- ・ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、その他再資源化の対象となるプラスチック類

持ち去り行為を発見したとき

トラブルを避けるために、持ち去り行為者に接触したり車両を制止したりしないでください。見つけた場合は町に情報提供をお願いします。

町へ通報する場合の主な情報

- 1 持ち去り行為が行われた日時、場所(ごみステーション)、品名
 - 2 使用した車両の特徴(ナンバー、車種、車色など)
 - 3 持ち去り行為を行った者の特徴
 - 4 持ち去られるまでの状況など
- 持ち去り行為に当たらないケース
ごみステーションの掃除当番や管理者による分別誤りのごみ撤去などの管理行為
各種団体の集団回収など

ごみに関するお願い

- ・ごみは前日から出さず、当日の午前8時30分までに出しましょう。
- ・ごみステーションは使用する地域の皆さんで管理をしてください。

障害基礎年金をご存じですか

障害基礎年金は、病気やけがで障がいの状態になったときに受けることができる年金です。

■こんなとき受けることができます

- 1 国民年金の被保険者期間中に初めて受診した病気やけがが原因で一定の障がい状態になったとき
- 2 被保険者の資格を失った後、60歳以上65歳未満で、日本国内に住所がある人が一定の障がい状態になったとき
- 3 20歳前に初めて受診した病気やけがで、一定の障がい状態になったとき

■受給要件

- 1 2 の場合
 - 障害認定日に、国民年金法で定められた「1級」か「2級」の障がいであること
 - 初診日の属する月の前々月までに、保険料を納めた期間(厚生年金加入期間等を含む)と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合算した期間が、加入期間の3分の2以上であること
- ※初診日が平成28年3月31日までのときは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間が

なければ、3分の2以上の要件を満たしていなくても受けることができます。

■3の場合

- 障害認定日が20歳前にある場合は、20歳に達したときに障がいの程度が「1級」か「2級」であること
- 障害認定日が20歳以後にある場合は、障害認定日に障がいの程度が「1級」か「2級」であること

■障害認定日とは

- 障がいの原因となった傷病の初診日から1年6カ月経過した日を原則として障害認定日といいます。それ以前に症状が固定したときはその日になります。
- 症状が一進一退するような障がいの場合、1年6カ月経過した日に障害等級表に当てはまっていなくても、その後65歳までの間に当てはまれば、障害基礎年金が請求できます。その場合、老齢基礎年金の繰り上げ請求をしていないことが条件です。

■問い合わせ

町民課 年金係 ☎(232)4914

第5回認知症をもっと知ろう！ in 菊陽

65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計15%といわれています。認知症とは？ 予防はできるのか？いつまでも心身ともに元気でいるためにはどうすれば……？ 長年、予防医学に携わってきた小山和作先生のユーモアたっぷり！生き生き暮らしていくためのコツがいっぱい！の講演です。ぜひお越しください。

- 日時 3月7日(土) 午後1時30分～午後3時15分 (開場：午後1時)
- 場所 菊陽町図書館ホール
- 内容 いのち「輝いて」生きる～身も心も脳も魂も～
- 講師 日本赤十字社熊本健康管理センター 名誉所長 小山和作さん

※車で来場するときは、第2・3駐車場をご利用ください。



講師 小山 和作さん

- 学歴・経歴 昭和40年熊本大学大学院医学研究科修了、昭和53年日本赤十字社熊本健康管理センター所長、平成15年日本赤十字社熊本健康管理センター名誉所長
- 学会活動 日本人間ドック学会評議員、人間ドック・健診施設機能評価委員会委員長など

- 賞 (財)予防医学事業中央会賞、厚生大臣表彰受賞、労働大臣表彰受賞、熊本日日新聞社 熊日賞など
- 著書 『いのちの予防医学』『元氣長寿の秘訣』など

■問い合わせ

介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366